ADR 調停人候補者養成研修受講案内　2023 年 11 月　VOD 研修②

研修の概要	2023 年 11 月の ADR 調停人候補者養成研修は VOD による研修を実施します。該当の VOD を視聴後、効果測定（本資料 2 枚目）の問題を解き、下記の Google フォームより解答を送付ください。効果測定において、8 割以上の正答で「愛護動物 3 時間」の単位を付与いたします。
実施期間	2023 年 11 月 1 日（水）～11 月 30 日（木） ※効果測定の提出は 11 月 30 日（木）23 時 59 分を締め切りとします。
申込方法	事前の申込は不要です。 効果測定の提出をもって受講申込とさせていただきます。
受講講座名	神奈川県行政書士会ビデオオンデマンド研修特設サイト ADR 調停人養成研修「ペットの諸問題」 講師：小滝芳之 会員（南・港南支部、神奈川県弁護士会）
講座の視聴方法	神奈川県行政書士会ビデオオンデマンド研修特設サイト（https://kana-vod.com/）にログインし、右部の検索窓にて「ペットの諸問題」を検索していただきますと該当の VOD が表示されますので、資料をダウンロードのうえ視聴ください。
取得単位	愛護動物：3 時間 ※効果測定を実施期間内に提出し、8 割以上正答した受講者に付与します。
効果測定の提出	本資料 2 枚目の効果測定を解き、下記の URL 又は QR コードより Google フォームにアクセスし、必要事項と解答を記入のうえ、送信ください。 【Google フォーム URL】 https://forms.gle/LZbxB5iGwg2M9n7r5 ※11 月 1 日訂正 正答は Google フォーム送信後、記載のメールアドレスに自動送信されるメール中の「スコアを表示」よりご確認ください。また、単位付与の連絡について、個別に通知いたしませんのでご容赦願います。

効果測定問題

２０２３年１１月実施　神奈川県行政書士会 VOD

ＡＤＲ調停人養成研修「ペットの諸問題」

上記ＶＯＤを閲覧し、以下の各問題について、内容が正しいものには〇を、誤っているものには✕と解答してください。解答は指定の Google フォームにて締切日までに送付してください。なお、講義テキスト（レジュメ）や条文等の参照可です。

１．　民法では、ペットは動産である。

２．　販売業者が，対面無しに子犬をインターネット上で販売し，子犬を航空貨物便で送ることは違法である。

３．　子猫は，生後４６日を過ぎれば，店舗で展示販売できる。

４．　２０２２年の動物愛護法改正により、販売業者、飼い主ともにマイクロチップの装着が義務付けられた。

５．　動物病院で，飼い主が「治療でいかなることがあっても一切異議を述べません」と書いてある書面に署名したとしても，無効と考えることができる。

６．　民法では、ペットは動産であり「物」という扱いなので遺産を残す方法は無い。

７．　動物愛護法は特別法なので一般法である刑法より優先されるため、愛護動物をみだりに殺傷した場合には器物損壊罪ではなく動物愛護法が適用される。

８．　ペットのトラブル解決にあたっては、動物愛護法や民法、狂犬病予防法などの法律で解決することができるため、条例まで考慮する必要は無い。

９．　動物愛護管理法では、動物取扱業者に対し、書面等を交付し説明を行うことを義務付けている。

１０．動物愛護管理法施行規則における事前説明事項のひとつに，標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報がある。